山口県社会的養育推進計画

令 和 2 年 3 月 山 口 県

<目次>

第	1	章		山口																			
		1		計画																			
		2		計画	の	期間] · · ·	• • • •	• • • •	• • • •	••••	••••	• • • •	••••	••••	• • • •	• • • •		••••	• • • • •	•••	• • • • •	• 1
第	2	章		計画	の	内容	₹…	••••	• • • • •		••••	••••		••••	••••	• • • •	• • • •		••••		•••		. 2
	Ι		各	年度	:1=	おけ	る	代春	 養	育	を!	必要	ځ	すん	る子	<u>ئے -</u>	も数	女の	見词	込み	•••		. 2
		1		児童	数	の将	来	推言	+…	. 							• • • •				• • • •		. 2
		2		措置	及	び委	託	児重	 世数	の	将	来推	計	• • • • •	••••	• • • •	• • • •		••••	• • • • •	•••	• • • • •	. 2
	Π		取	組の	内	容…																	• 3
		1		当事	+	ァ to	. Z	7 I	L	Φ	↓ ⁄;; =	#네 1 2	≖ = #	· Ф Т	Ŧ っ ≪F	.							. n
		•				であの野																	
			(1) (2)			の攻内容																	
			(2)	ДX	組	内谷	ř····	••••	• • • • •		••••	••••	• • • •	••••	••••	• • • •	••••	• • • •	••••	••••	•••	• • • • •	. კ
		2		市町	の	子と	ŧ	家庭	匡支	援	体f	制σ	構	築:	等に	向	けた	:県	のほ	Q組	•••		. 4
			(1)			の琲																	
			(2)			内容																	
		3		里親	,等	~ σ.)委	託の	り推	進	ات!	句け	ナた	取紀	組…		• • • •						. 7
			(1)	本	県	の琲	梑	と訳	果題	į							• • • •						. 7
			(2)	里	親	委訊	率	のほ	目標	1=	つ	いて			• • • •		• • • •				• • •		.10
			(3)	取	組	内容	₹…	• • • •	••••		••••	••••	• • • •	••••	••••	• • • •	• • • •		••••	••••	•••	• • • • •	•11
		4		パー	マ	ネン	, シ	— 化	呆障	<u> </u>	永紀	続的	的解	決)	ع ر	: L	ての	り特	別	養子	縁:	組等	ຍ
			推	進の	た	めの	支	援付	本制	の	構	築に	一向	けっ	た取	組							·13
			(1)	本	県	の琲	梑	물	果題	į					• • • •		• • • •				• • • •		·13
			(2)	取	組	内容	₹…	••••	• • • •		• • • •	••••	• • • •	••••	••••	• • • •	• • • •		••••	••••	•••		•14
		5		施設	の	小規	梎模	かっ	つ地	域	分詞	散化	٤,	高植	幾能	纪	及て	/多	機能	能化	- 7	機能	転
				に向	け	た取	組	• • • •	• • • •						••••	• • • •	• • • •				•••	• • • • •	·15
			(1)			の琲																	
			(2)			内容																	
			(3)	児	童	心理	治	療別	包設	泛及	び!	児童	自	立	支援	養施	設に	こつ	いっ	~ ····	•••		·18
			(4)			生活																	

6 - (1) (2)	本県の現状と課題	題	20 20 22
7 礼 (1) (2)	本県の現状と課題	題	組 · · · · · · · · · · · · 24 · · · · · ·
ول (1) (2)	本県の現状と課題	題	
第3章 言	十画の推進		29

第1章 山口県における社会的養育の体制整備の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

平成28年(2016年)に改正された児童福祉法において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記されました。

この抜本的な法改正を受けて、平成 29 年 (2017 年) 8 月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた在宅での支援、特別養子縁組、代替養育や自立支援、権利擁護等に取組んでいくことが求められています。

県では、「改正児童福祉法」、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、社会的養育に関する取組を総合的に推進することとしています。

このため、平成 27 年 (2015 年) 3月に策定した現行の「家庭的養護の推進に向けた山口県推進計画 (2015 年度~2029 年度)」を改定し、総合的に社会的養育を推進する視点で「山口県社会的養育推進計画」を策定するものです。

2 計画の期間

この計画の期間は令和11(2029)年度を終期とし、令和2(2020)年度から6(2024)年度を前期、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度を後期とし、進捗状況の検証結果を踏まえ、前期末に計画の見直し、検討を行います。

第2章 計画の内容

I 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

1 児童数の将来推計

○ 本県では、20~39歳の女性人口の大幅な減少、初婚年齢、生涯未婚率等の 上昇により、急速に少子化が進んでいます。このため、今後も児童数の減少 が見込まれます。

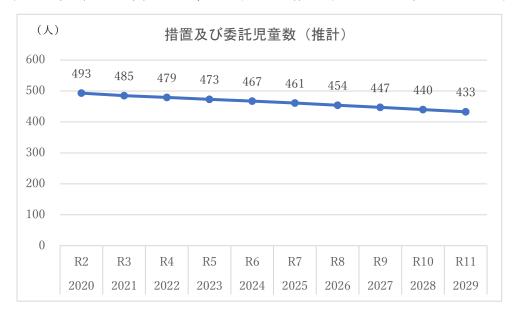


【こども家庭課作成】

「市町年齢別推計人口(県統計分析課)」に「将来の男女5歳階級別人口(国立社会保障・人口問題研究所)」の減少率をかけて算定

2 措置及び委託児童数の将来推計

○ 代替養育を要する子どもの割合は、過去 10 年間変化が少なく、全児童数の 0.24%程度です。児童養護施設等への措置又は委託児童数は、「児童数の将来 推計」に 0.24%を乗じて算定したところ、令和 2 年 (2020 年) の 493 人から 令和 11 年 (2029 年) には、433 人まで減少することが見込まれます。



Ⅱ 取組の内容

1 当事者である子どもの権利擁護の取組

平成28年(2016年)改正児童福祉法では子どもが権利の主体であることが明記され、「新しい社会的養育ビジョン」においても、子どもの権利擁護の推進に向けた取組を行うこととされています。

施設等に措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、 当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代 弁する方策について、取組を進めていくことが求められています。

社会的養護に関する施策を検討する際に当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の複数の参画を求めることとし、第三者の支援により適切な意見表明ができるような取組を行うことが求められています。

(1) 本県の現状と課題

【現状】

○ 乳児院、児童養護施設には、入所児童及びその保護者からの苦情受付窓口があります。施設内に苦情解決責任者及び受付担当者、施設外に第三者委員を設置しています。

【課題】

- 子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方 策について、今後検討する必要があります。
- 児童福祉審議会等での第三者機関における子どもの権利擁護に関する仕組 みを構築する必要があります。

(2) 取組内容

|子どもの意見をできるだけ反映した支援の提供や方針決定|

- 子どもに十分な説明がなされた上でその意見をできるだけ反映し、子ども の最善の利益を考慮した結果、その意見が反映できない場合には、その理由 等を子どもに丁寧に説明します。
- 児童福祉審議会における意見聴取については、その制度について周知を図るとともに、意見を述べる者の心身の状況等に配慮します。
- 令和元年改正児童福祉法において、児童の意見表明権を保障する仕組みを 検討することとされており、国の検討結果を踏まえ、必要な取組を進めてい きます。

一時保護中、施設入所中の子どもの権利擁護

○ 家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的 環境にあって、個別性が尊重されるよう取り組みます。

施策検討の際の意見聴取

○ 本計画の策定に当たり、当事者からの意見を反映させるため、児童養護施設入所児童、里親委託児童等にアンケートを令和元年(2019年)8月に実施しました。今後も社会的養護に関する施策を検討する際には、引き続き当事者の意見聴取に努めます。

2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

平成28年(2016年)に児童福祉法、母子保健法等の一部が改正され、市町は、基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととされ、市町の役割と責務が明確化されました。

市町においては、子育て支援事業を中心とした支援メニューの充実に加え、子どもと家庭の個別の支援ニーズを把握し、それに応じた適切な支援を構築するソーシャルワークが必要とされています。

特に、在宅ケースを中心とする支援体制を一層充実するための実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供する「子ども家庭総合支援拠点」*1の整備に努めることとされました。

平成30年(2018年)12月には、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)が閣議決定され、「子ども家庭総合支援拠点」を令和4(2022)年度までに全市町に設置することとされました。

市町は、要保護児童等の早期発見、適切な保護・支援を図るため、関係機関がその児童等に関する情報を共有し、適切な連携の下で対応するための関係機関相互の連携や役割分担の調整機関である「要保護児童対策地域協議会」*2を設置しています。平成28年(2016年)改正児童福祉法により、その機能を強化するため、専門職の配置と調整担当者の研修が義務付けられました。

また、地域の繋がりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要であるため、市町は、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」*2の設置に努めることになりました。

*1 子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に実情の把握、子ども等に関する 相談全般 から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による 継続的なソーシャルワーク (社会福祉援助) までを行う機能を担う拠点

*2 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保健師等の専門職が総合的相談支援を提供するワンストップ拠点

(1) 本県の現状と課題

【現状】

- 〇 「子ども家庭総合支援拠点」は、7市町で設置されており、うち3市で、 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが一体設置されてい ます。(平成31年(2019年)4月現在)
- 〇 「要保護児童対策地域協議会」*3及び「子育て世代包括支援センター」は、19市町全てで設置済みです。

- 「児童家庭支援センター」*⁴は、乳児院・児童養護施設に5カ所設置されています。
- 「地域子育て支援拠点」*5を活用した、身近な場所で妊娠・出産、子育ての相談ができるきめ細かい支援体制の整備や、どの地域でも専門的支援が受けられる体制づくりを特徴とした「やまぐち版ネウボラ」*6の取組を進めています。
 - *3 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う機関

*4 児童家庭支援センター

家庭その他からの専門的な知識等が必要な子どもの問題の相談に応じ、継続的な 指導が必要な子ども及び家庭についての指導を行うとともに、市町の求めに応じ助 言、必要な援助を行う施設

*5 地域子育て支援拠点

地域において、子育て親子の交流や相談・助言、情報提供等を行う子育て支援の 拠点となる施設

*6 やまぐち版ネウボラ

妊娠期から子育て期まで手厚い支援を行うフィンランドの取組(ネウボラ)を参考に、子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を全県で推進する山口県独自の取組

ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味し、妊娠期から就 学前にかけて、自治体が切れ目なくサポートするしくみ・拠点

【課題】

- 支援が必要な子育て家庭をなるべく早期に発見し、適切に対応するため、 妊娠期から子育て期まで切れ目なく、専門的支援が受けられるよう市町を中 心とした子ども家庭支援体制の整備に取り組むことが必要です。
- 子育て家庭の相談をワンストップで受け止め、福祉、保健等の関連部署が 連携した総合的な支援を行い、予防的なアプローチを強化することが必要で す。
- 市町要保護児童対策地域協議会の調整担当などの職員の専門性を一層、向上させる必要があります。
- 地域に密着したより細かな相談支援を行う施設として家庭からの専門的相談への対応や市町への技術的助言を行うなど、児童相談所の補完的役割を果たしている児童家庭支援センターを積極的に活用することが求められています。

(2) 取組内容

子ども家庭総合支援拠点

○ 子ども家庭総合支援拠点の全市町設置に取り組み、生活する場所や年齢に 関わらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、発生予防から早期発

- 見・早期対応から虐待を受けた児童の自立支援まで切れ目のない支援を受けられる体制の構築を支援します。
- 設置に向け、人材の育成・確保や子育て世代包括支援センターとの一体設置など、未設置の市町に対して必要な助言等を行います。
- 子育て世代包括支援センターや教育委員会等との情報の共有を十分に行え る体制の構築を支援します。

要保護児童対策地域協議会

- 市町と児童相談所の連携を更に強化し、児童虐待防止対策に引き続き取り 組みます。
- 子ども家庭支援に関わる市町職員の資質向上を図るため、市町職員向け研修の充実、児童相談所職員による市町への助言、児童相談所の援助方針会議への市町職員の参加などに引き続き取り組みます。

子育て世代包括支援センター

○ 子育て世代包括支援センターを中心とした「やまぐち版ネウボラ」を全県 で進めていくために、関係機関との連携会議や研修等を通じて市町を支援し ます。

児童家庭支援センター

○ 家庭その他からの専門的な知識等が必要な子どもの問題の相談に応じ、継続的な指導が必要な子ども及び家庭についての指導を行うとともに、市町の求めに応じ助言、必要な援助を継続的に行えるよう人材育成等を引き続き支援します。

【指標】

指 標	平成 30 年度 (2018)	令和6年度 (2024) (中間年)	令和 11 年度 (2029)
子ども家庭総合支援拠点の設置 市町数	4 市町	全市町 令和4年度 (2022)	全市町
子育て世代包括支援センター設 置市町数	15市町	全市町	全市町

3 里親等への委託の推進に向けた取組

平成28年(2016年)改正児童福祉法では、「家庭養育優先原則」が明記され、子どもの最善の利益を実現するため、子どもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合には、子どもを「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるようにしなければならない」とされており、代替養育を必要とする子どもについては、里親支援策の充実などにより、里親等への委託を推進する必要があります。

(1) 本県の現状と課題

【現状】

- 里親委託率*⁷は、増加傾向で推移しており、平成30(2018)年度は、 前年度に比べ、1.6ポイント増加しています。
- ファミリーホーム*⁸は、平成 26(2014)年度の3箇所から平成 30(2018) 年度には6箇所に増え、委託児童が増加しています。

*7 里親委託率

乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホーム措置児童数に占める里親 及びファミリーホーム委託児童数の割合

*8 ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)

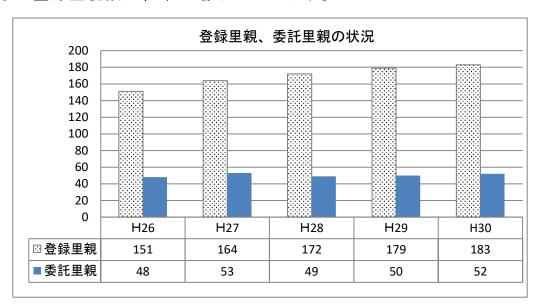
経験豊かな里親や児童養護施設等の職員経験を有する養育者が、その住居に 子どもを迎え入れて養育を行う事業

措置児童の推移

年度	里親 委託児①	ファミリーホーム 委託児②	乳児院 入所児③	児童養護 入所児④	合計 ⑤=①~④	里親委託率 =(①+②)/⑤
H26	67	11	23	427	528	14.8%
H27	75	10	30	398	513	16.6%
H28	64	19	32	400	515	16.1%
H29	68	25	21	382	496	18.8%
Н30	78	24	24	375	501	20.4%



○ 登録里親数は、年々増加しています。



【課題】

- 登録里親を更に増やすためには、一層、普及啓発に力を入れる必要があ ります。
- 子どものニーズに応えることのできる、養育力の高い里親が必要です。
- 里親を支援する機関・人材が分散しており、里親が安心して支援を求められる体制が必要です。
- 登録里親を増やすとともに、質の高い里親養育を実現するため、里親の リクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対 する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親 養育への支援、里親委託措置解除後における支援までの一連の業務を一貫 して行うフォスタリング機関*9が必要です。

*9 フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)

フォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。

フォスタリング業務とは、以下の業務

- 里親のリクルート及びアセスメント
- ・登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
- ・子どもと里親家庭のマッチング
- ・里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。)

<里親委託児童へのアンケート結果>

里親宅で安心して生活できている、悩みごとなどを話しにくいことはなかった、児童相談所に希望を伝えられたとの回答が多い一方で、児童相談所の担当に希望や思いを聞かれなかったとの回答もあります。児童相談所は、今後も個別ケースの支援などに力をいれる必要があります。

Q 里親さんの家では安心して生活できていますか?

項目	回答数	比率
できている	30	85.6%
できていない	3	8.6%
どちらともいえない	1	2.9%
未回答	1	2.9%
合 計	35	100.0%

Q 里親さんや児童相談所の担当の人に、悩みごとなどを話しにくいことがありましたか?

項目	回答数	比率
あった	2	5.7%
なかった	25	71.4%
どちらともいえない	7	20.0%
未回答	1	2.9%
合 計	35	100.0%

Q 今の里親さんの家に来るまでに、児童相談所の担当の人に、あなたの希望 や思いを伝えることはできましたか?

項目	回答数	比率
伝えた	10	28.6%
聞かれたが伝えなかった	2	5.7%
聞かれなかった	6	17.1%
覚えていない	17	48.6%
未回答	0	0.0%
合 計	35	100.0%

(2) 里親委託率の目標について

国の策定要領に示された 10 年後の令和 11 年(2029 年)の里親委託率の目標値は、乳幼児 75%、学童期以降 50%とされています。

本県では、対象となる児童が少ないことから、年齢区分をせずに国の定める算式により、計算したところ里親委託率の目標値は、55.7%となりました。

この目標値は、山口県の現状を踏まえると極めて高く、子どもと里親のマッチングの難しさや様々な事情を抱える子どもを養育できる里親の確保の難しさを考えた場合、計画期間内の実現は容易ではありません。

このため、令和 16 年 (2034 年) に国の示した目標値を達成することとし、 本計画の里親委託率の目標は、前期(令和 6 (2024)年度)を 33.3%、後期 (令和 11(2029)年度)を 45.0%とします。

これは、平成27年(2015年)3月に策定した現行の「家庭的養護の推進に向けた山口県推進計画」の目標(令和11年(2029年)33.3%)を5年早く達成することとなります。

なお、里親委託は、子どもの最善の利益の観点から行われるべきものであって、数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではありません。

※ 里親委託率の試算方法

里親委託率 = C/(A+B)

A:里親等に委託されている子ども数

B: 乳児院・児童養護施設に入所している子ども数

C:里親委託を要する子ども数(国の策定要領に基づき下枠により算定)

1 乳児院・児童養護施設に入所している子どものうち里親委託を 要する子ども数

<乳幼児>

- ・乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- ・児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳 幼児数
- 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

<学童期以降>

・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数

2 里親等に委託されている子ども数

年齢区分	人数 C	割合	措置児童数 A+B
3 歳未満	2 1 人	65.6%	3 2 人
3歳以上の就学前	58人	82.9%	70人
乳幼児小計	79人	77.5%	102人
学童期以降	210人	50.4%	417人
全年齢合計	289人	55.7%	5 1 9 人

平成29年、平成30年、平成31年の1月1日時点の平均値

○ 国の示した里親委託率を令和 16 年 (2034 年) に達成した場合の試算

	区分	確定値	新計画目標		
年	E 度	平成 30 年度 (2018)	令和6年度 (2024) (中間年)	令和 11 年度 (2029)	
里親委託率		親委託率 20.4%		45.0%	
年	 目伸び率	1.2%	2.3%	2.3%	
3	桑託・措置児童数	501 人	467 人	433 人	
	里親委託児童数	102 人	155 人	195 人	
	施設措置児童数	399 人	312 人	238 人	

(3) 取組内容

フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)の設置

- 児童相談所に加えて、民間のフォスタリング機関を設置し、里親支援業務を包括的に実施します。
 - 里親制度の普及啓発、里親のリクルート及びアセスメント、研修、委託中の里親支援、措置解除後の支援等について、児童相談所、市町、児童福祉施設、児童家庭支援センター及び里親会と連携を強化して里親支援の充実を図ります。
 - 里親会の活動に対し、里親同士の交流や研修などの活動を行うための 支援をします。

児童相談所における里親支援体制の強化

- 里親養育支援児童福祉司を配置するなど、里親支援体制の強化を図ります。
- 個別ケースの支援など関係機関との適切な役割分担のもと、きめ細かな 里親支援を行います。

【指標】

指 標	平成 30 年度 (2018)	令和6年度 (2024) (中間年)	令和 11 年度 (2029)
里親委託率	20.4%	33.3%	45.0%
里親等委託子ども数	102人	155人	195人
登録里親数	183世帯	206世帯	220世帯
委託里親数	5 2 世帯	7 2 世帯	88世帯
ファミリーホーム数	5 施設	9 施設	1 2 施設
ファミリーホーム定員数	30人	5 4 人	7 2 人

登録里親数、委託里親数等の指標は、里親等委託率 45%を達成した場合の試算の1つを示したものです。

4 パーマネンシー保障(永続的解決)としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

国連の「児童の代替的養護に関する指針」(平成21年(2009年)12月18日国連総会採択決議)では、「児童が家族の養護を受け続けられるようにするための活動、又は児童を家族養護のもとに戻すための活動を支援し、それに失敗した場合は、養子縁組(中略)などの適当な永続的解決策を探ること。」とされています。平成28年(2016年)改正児童福祉法により特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられました。

子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、家庭における養育が困難又は適当でないため、代替養育で養育され、家庭への復帰が困難な子どもについて、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、特別養子縁組や普通養子縁組の推進が求められており、支援体制の構築に向けた取組を行う必要があります。

国は、概ね5年以内に年間1,000人以上の特別養子縁組成立件数を目指すとしています。

(1) 本県の現状と課題

【現状】

○ 児童相談所が関与した特別養子縁組*10は、3年間で6件です。

特別養子縁組の成立件数 (暦年)

(単位人)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	Н30
成立件数(山口家庭裁判所)	7	2	5	8	-	_
里親委託後の特別養子縁組成立 件数	調	查対象	外	3	1	2
成立件数(全国)	474	513	542	495	616	1

出典:司法統計年報、福祉行政報告例

*10 特別養子縁組

子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親(生みの親)との 法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度です。

「特別養子縁組」は、養親になることを望む夫婦の請求に対し、家庭裁判所の 決定を受けることで成立します。

成立には、父母による養子となる子どもの監護が著しく困難又は不適当である こと等の事情がある場合において、子どもの利益のため特に必要があると家庭裁 判所に認められる必要があります。 ○ 本県には、民間あっせん機関*¹¹が1か所あります。 全国 21か所 令和元年(2019年)10月1日現在

*11 民間あっせん機関

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成30年(2018年)4月1日施行)」により、あっせん機関の開設に許可制度が導入されました。

【課題】

○ 養子縁組里親は、里子との普通養子縁組や特別養子縁組が成立した場合、 里親登録を取消すことがあります。その場合、児童相談所や関係機関からの 支援が行き届きにくくなり、育児に関する不安や悩みに対して、十分な支援 が受けられなくなります。

(2) 取組内容

相談支援体制の充実

- 里親養育支援児童福祉司を中心に児童相談所における養子縁組に関する相 談支援体制の充実に努めます。
- 養子縁組が適当と考えられる子どもについて積極的に養子縁組を検討し、 永続的な家族関係をもたらす特別養子縁組を推進します。
- 養子縁組は、子どもと家族の状況が成立に大きく影響することを踏まえ、 十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、子どもの権利を最優先に考 え、永続的解決を優先して検討します。
- 特別養子縁組制度については、制度の見直し(養子候補者の上限年齢の引上げ、二段階化手続きの導入、児童相談所長の関与、実親の同意撤回の制限)が行われているため、新たな制度について適切に対応します。

民間あっせん機関やフォスタリング機関との連携

○ 特別養子縁組や普通養子縁組の検討や成立後の養親に対して、関係機関と 連携して支援します。

【指標】

指 標	平成 30 年度 (2018)	令和6年度 (2024) (中間年)	令和 11 年度 (2029)
児童相談所が関与する特別養 子縁組成立件数	2 件	4 件	4 件

5 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向け た取組

「家庭養育優先原則」の実現のため、里親委託を推進していく一方で、ケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア等、施設での養育も引き続き必要とされていますが、その場合は「できる限り良好な家庭的環境」を確保する必要があり、施設は小規模かつ地域分散化することが求められています。

また、施設は、子どもの養育機関としての専門性を生かし、里親支援の機能や 地域の相談に応じる機能、市町への支援機能など、高機能化及び多機能化・機能 転換を図っていくことが必要とされています。

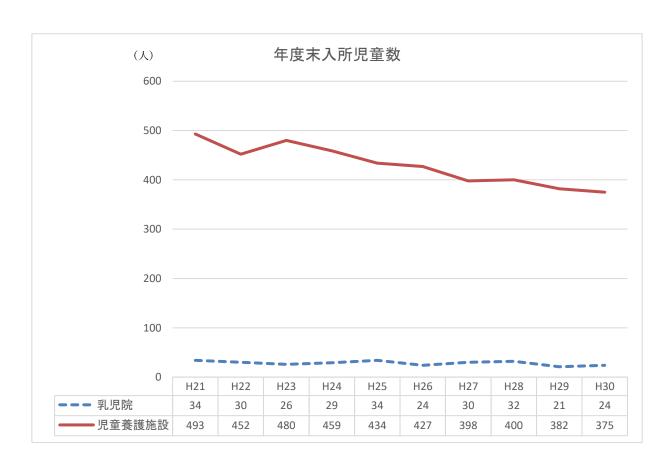
里親による養育の推進が実現するまでの間、代替養育が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保する必要があります。

こうしたことを踏まえながら、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を行う必要があります。

(1) 本県の現状と課題

【現状】

○ 乳児院及び児童養護施設への入所児童は、平成 21 (2009) 年度以降、概ね 減少傾向で推移しています。



(参考)

乳児院 (県内1か所)	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要の ある場合は幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した 者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
児童養護施設 (県内 10 カ所)	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
児童心理治療施設 (県内1か所)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
児童自立支援施設 (県内1か所)	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境 上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から 通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援 し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とす る施設

○ 乳児院及び児童養護施設における小規模グループケア (分園型) 及び地域 小規模児童養護施設 (グループホーム) への措置は、平成 26 (2014) 年度か ら 30 (2018) 年度までに 8.5%から 13.0%へ上昇しました。

家庭的養護の推進に向けた山口県推進計画(前計画)の進捗状況

区分	H27.3 末	H28.3 末	H29.3 末	H30.3 末	H31. 3末
本体施設	405 人	378 人	366 人	333 人	334 人
	(76.7%)	(73.7%)	(71.1%)	(67.1%)	(66.6%)
小規模グループケア(分園型) 地域小規模児童養護施設(グルー プホーム)	45 人 (8.5%)	50 人 (9.7%)	66 人 (12.8%)	70 人 (14.1 %)	65 人 (13.0%)
里親等	78 人	85 人	83 人	93 人	102 人
	(14.8%)	(16.6%)	(16.1%)	(18.8%)	(20.4%)
計	528 人	513 人	515 人	496 人	501 人
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

【課題】

- 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を通じて「社会 的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めていくための人材の確保・育 成が必要です。
- 県内の児童養護施設入所児童のうち虐待を受けた子どもは 45.6%、発達障害等何らかの障害のある児童も 33.7%であり、専門性の高い支援が必要となっています。 (平成 30 年(2018年) 3月1日 こども家庭課調べ)

<児童養護施設入所者へのアンケート結果>

少人数で生活したいという子どもが半数近くおり、小規模でのケアが望まれています。一方で、大人数で生活したいという子どもも 1/4 を占めており、子どもの状況によって適切な養育環境が異なる場合があります。

Q 施設のように大人数の子どもと職員で一緒に生活する場所と、家庭のように 少人数の子どもと職員で生活する場所がありますが、どちらで生活してみたい と思いますか?

項目	回答数	比率
大人数で生活する場所	61	25.6%
少人数で生活する場所	106	44.6%
どちらともいえない	66	27. 7%
未回答	5	2.1%
合 計	238	100.0%

(2) 取組内容

乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進めていく上でも、 小規模かつ地域分散化、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図ることに より、更に専門性を高めていけるよう支援します。

小規模かつ地域分散化

施設は、原則として「できる限り良好な家庭的環境」となるよう、以下 について取り組みます。

- 小規模(最大6人)かつ地域分散化し、少なくとも子どもが施設にいる時間帯は複数の職員を配置します。
- 将来的に全施設を小規模かつ地域分散化することを目指し、地域小規模児童養護施設や小規模グループケア(分園型)の整備を原則とします。
- 小規模かつ地域分散化に向けて、乳児院及び児童養護施設が策定する 計画の検討や見直し等を支援します。

高機能化

- 入所している子どもの早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託の推進を 図る体制整備を促進します。
- 家庭での養育が困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に 対する拒否感が強いという理由で施設養育が必要とされるケアニーズの 高い子どもについては、小規模かつ地域分散化された施設において、養 育体制の充実を図ります。

○ 小規模かつ地域分散化の例外として、特に困難な課題を抱え、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な、ケアニーズが非常に高い子どもに対しては、多様な専門職による集中的なケアが必要となるため、生活単位(将来的には4人まで)の集合(概ね4単位まで)における養育体制の充実を図ります。

多機能化・機能転換

- 里親支援に従事する職員の確保や里親に対するレスパイト・ケア*12 など支援体制を充実します。
- 特別養子縁組あっせん前の一時的な養育や養親希望者の養育実習の受 入などについて、養子縁組民間あっせん機関との連携を進めます。
- 市町と連携した在宅支援や特定妊婦の支援を強化します。
 - *12 レスパイト・ケア

委託児童を養育している里親が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うこと。

人材育成等

- 施設がこれまで以上に専門的な役割を担えるよう、研修等を活用して、 小規模かつ地域分散化や高機能化を担う専門性のある施設職員を確保・ 育成します。
- 処遇改善やキャリアパスの整備などを通じて職員の確保に努めます。
- 国は、人材育成に向けた職員向けの研修プログラムの開発や指導者の 養成に取り組んでいくこととしており、その動向を注視し、人材育成の 機会の確保に努めます。

(3) 児童心理治療施設及び児童自立支援施設について

ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態に鑑み、施設の小規模化・多機能化を含めた在り方について、国において検討を進めることとされており、その推移を注視し、適切に対応します。

(4) 母子生活支援施設について

母子を分離せずに入所させ、生活や子どもの養育が困難になった母子家庭を支援するため、生活の場としての利用を促進するとともに、生活支援のための相談・助言機能がより効果的となるよう市町、福祉事務所、児童相談所、男女共同参画相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等と連携して取り組みます。

【指標】

指 標	平成 30 年度 (2018)	令和6年度 (2024) (中間年)	令和 11 年度 (2029)
施設での養育が必要な子ども数	399人	3 1 2 人	238人
小規模かつ地域分散化された施設数	11施設	増加させる	増加させる

6 一時保護改革に向けた取組

平成28年(2016年)改正児童福祉法により、一時保護の目的は、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るための「緊急保護」、又は子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するための「アセスメント保護」であることが明確化されました。

子どもを一時的にその養育環境から離す一時保護中においても、子どもの権利 擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であるこ とから「新しい社会的養育ビジョン」においても、一時保護の見直しの必要性が 示されました。

子どもの安全を確保するための閉鎖的環境(一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境)で保護する期間は、子どもの権利擁護の観点から、必要最小限とし、里親など開放的環境(閉鎖的環境以外の一時保護の環境)においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討することが求められています。

また、閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は、その必要性について定期的に検討し、検討内容を記録することも求められています。

子どもの最善の利益を守るためには、子どもの安全確保と併せて、権利擁護を 図る必要があることから、学校への通学など学習権の保障、一時保護期間の長期 化などへの対応が求められています。

一時保護の形態として児童養護施設等への一時保護委託がありますが、一時保護ガイドラインでは、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないような配慮が求められています。

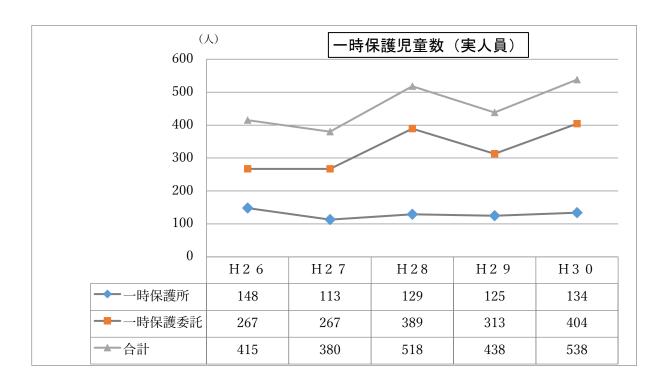
(1) 本県の現状と課題

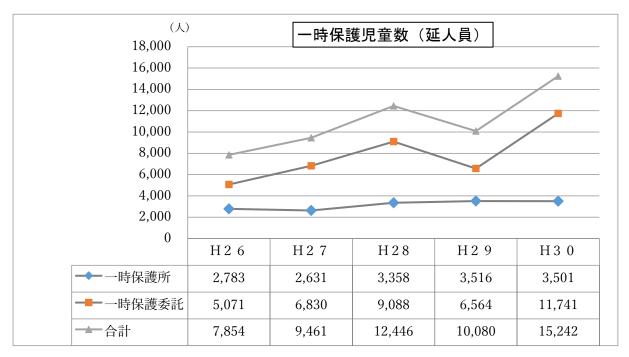
【現状】

- 一時保護児童数は、実人員、延人員ともに増加傾向にあります。
- 里親や児童養護施設等へ一時保護委託を行った子どもの数は、実人員で 404人(75.1%)、延人員で11,741人(77.0%)と、いずれも一時保護所で 一時保護を行った子どもの数に比べて多くなっています。
- 児童相談所における児童虐待通告件数及び虐待認定件数は、平成 30 (2018) 年度に大幅に増加し、過去最多になりました。

児童虐待通告件数:1,332件(対前年度比 430件增) 児童虐待認定件数: 742件(対前年度比 216件増)

○ 本県には、一時保護専用施設が整備されている児童養護施設等は、ありません。





【課題】

- 児童虐待については、対応が遅れることで子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、必要な時には子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なくー時保護を行うことが求められています。
- 子どもの意見が適切に表明できるよう十分に取り組まれているか等、一時 保護中の子どもの権利の制限が必要以上に行われていないか検証が必要です。
- 里親等への開放的環境での一時保護委託が望まれています。
- 一時保護の期間が必要最小限となるよう、一時保護前から一時保護解除後 も含めた一時保護児童への支援体制を検討しておくことが必要です。

- 児童養護施設等に一時保護委託を行うためには、個別性を尊重した一時保護中の生活や、できる限り良好な家庭的環境のもとで一時保護を行うための体制整備を進めることが必要です。
- 今後、里親等への一時保護委託が増していくと考えられることから、一時 保護委託が可能な里親等の確保が必要です。
- 里親や児童養護施設については、一時保護委託に対応できる体制の強化が 必要です。
- 施設職員が保護されている子どもに虐待を行うことは、子どもの心身をさらに傷つけることから絶対に防ぐことが必要です。
- 一時保護された子どもは、年齢や性別、一時保護を要する理由や背景等も様々であるため、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に日頃から留意することが必要です。
- 障害のある子どもや医療的ケアが必要な子ども、その他のマイノリティー の子どもには特別な配慮をすることが必要です。

(2) 取組内容

権利擁護

- 一時保護中においても守られるべき子どもの権利と制限される権利の内容、 又は権利が侵害された時の解決方法に関して、子どもの年齢や理解力に応じ て説明を行うほか、子どもの意見が適切に表明されるような配慮を行います。
- 子どもの権利擁護を主な内容とした一時保護開始時の説明や、子どもの権利ノートの配布などの取組みを再点検し、子どもの権利擁護が十分に図られ、安全・安心な環境で適切なケアの提供が行われているか確認を行います。

外出、通信、面会、行動等に関する制限

- 閉鎖的環境で保護する期間は、子どもの権利擁護の観点から、子どもの安全確保のために要する必要最小限とし、子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討します。
- 子どもの自由な外出を制限する閉鎖的環境において保護する場合は、2週間ごとにその必要性を検討します。
- 学齢児の一時保護中の学習権を保障するため、原籍校への通学を基本とするよう努め、それが困難な場合には、地元学校への臨時的な通学や、地元学校教員が一時保護先に出向いて学習を行う等の方法について、地域の学校や教育委員会と協議を進めます。

被措置児童等虐待の防止について

○ 被措置児童等虐待があった場合、すぐに職員に相談できるような体制を整 えます。また、第三者委員や児童相談所の職員など、施設外の人にも相談で きることなどについて、あらかじめ子どもに説明します。 ○ 子どもの権利や被措置児童等虐待に関する職員研修を実施するなど、虐待 の発生予防に努めるとともに、組織運営面での職員への配慮等、風通しの良 い職場環境づくりなども含めた、被措置児童等虐待の防止に取り組みます。

子ども同士の暴力等の防止

○ 子ども同士で権利侵害が発生した場合には、すぐに職員に相談するようあらかじめ説明します。また、すぐに対応できる体制を確保します。

特別な配慮が必要な子ども

○ 障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもなど、特別な配慮が必要な子どもに対する権利が守られ、適切な支援が可能となるような一時保護 先について、あらかじめ関係機関等の受入体制の検討を行います。

一時保護の環境及び体制整備等

- 一時保護委託時の措置児童との混在回避のため、施設の意向も踏まえなが ら、民間の一時保護専用施設の設置について検討します。
- 里親委託の推進に向けた取組の中で、一時保護委託が可能な里親の確保に 努めます。
- 特別な支援が必要な子どもに対する一時保護についても、家庭における養育環境と同様の養育環境で行えるよう、専門里親の養成に努めます。
- 一時保護所に備わるユニットを最大限に活用した一時保護に努めるとと もに、特別な配慮が必要な子どもに対しても個別的に対応します。
- 引き続き、退所時に子どもへのアンケートを実施するなど、支援の方法等 の改善に努めます。
- 一時保護の目的が十分に達成され、適切な支援が行われるよう、研修の実施などによる里親や児童養護施設等の職員の専門性の向上を図ります。

【指標】

指 標	平成 30 年度 (2018)	令和6年度 (2024) (中間年)	令和 11 年度 (2029)
一時保護所での一時保護児童数 (実人員)	134人	ユニットを 最大限に活 用する。	ユニットを 最大限に活 用する。
一時保護委託児童数 (実人員)	404人	保護委託先	必要な一時 保護委託先 を確保する。

7 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

虐待等により児童養護施設等で養育された子どもは、自立にあたっても、家族からの支援が見込まれず、経済的支援をはじめ、対人関係、就労、住居などの日常生活の問題への相談先や支援者が乏しいという現状に直面する場合があります。

こうしたことから、自立に向けた支援や自立援助ホームの活用など、社会的養 護を経験した子どもに対する自立支援体制の強化が求められています。

(1) 本県の現状と課題

【現状】

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する児童等に共同生活を行う住居 (自立援助ホーム)を提供し、日常生活上の援助や生活指導、就業の支援を しています。(児童自立生活援助事業)
- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築くため、家賃や生活費、就職に必要な資格取得費の貸付を行っています。(自立支援資金貸付事業)

実施主体:山口県社会福祉協議会

返還免除要件:5年間の就業継続(資格取得費の場合は2年)

○ 18歳(措置延長の場合は20歳)を超えて、引き続き、児童養護施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホームで生活する者に対して、22歳となる年度末までの間、生活費等を支給しています。

また、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援機関の協力 を得て自立支援計画の策定をするなど、生活、就職、家計に関する支援を行 っています。(社会的養護自立支援事業)

○ 児童養護施設等を退所する児童等が、就職、アパートとの契約、大学等への進学の際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約に係る保険料を補助しています。(身元保証人確保対策事業)

【課題】

- 児童福祉法の対象年齢は18歳未満であり、代替養育にある子どもの場合も原則として18歳で支援が終了します。これは自立支援の必要性を考慮したものではなく、一定の年齢に達したことで支援が終結する制度となっているためです。
- 転居等により社会的養護を経験した者 (ケアリーバー) と連絡が取れない ことも多く、捕捉が困難で支援者との繋がりを維持することが難しいことが あります。

<児童養護施設退所者へのアンケート結果>

自立に向けてのサポートを、「充実してほしい」との回答が 40.7% ありました。「思わない」は、14.8% にとどまっています。

Q 施設を卒園した後、自立に向けてのサポートを充実してほしいと思いますか?

項目	回答数	比率
思う	11	40.7%
思わない	4	14.8%
どちらともいえない	12	44. 5%
未回答	0	0.0%
合 計	27	100.0%

(2) 取組内容

代替養育中

- 代替養育中の子どもが将来自立した生活が行えるよう支援します。
- 当事者の意見を反映しながら、代替養育中の自立のための養育、進路保障、地域生活における継続的な支援を推進します。
- 施設へ入所、里親等へ委託している段階から、関係者間(児童相談所、児童入所施設、社会福祉協議会、児童委員等)で情報共有するとともに、学校や就職支援専門機関とも連携して社会的養護の枠組みを離れた後の支援策を検討します。

代替養育後

- 代替養育を経験した子どもの自立支援のため、代替養育を離れた後も個々の子どものニーズに応じた支援を児童養護施設等の関係機関から提供します。特に社会的養護の枠組みから離れる 18 歳以降の者への支援の充実を図ります。
- 「自立支援資金貸付事業」、「社会的養護自立支援事業」、「身元保証人確保 対策事業」の利用促進に向けた周知を徹底します。

8 児童相談所の強化に向けた取組

平成28年(2016年)改正児童福祉法により、全ての児童が健全に育成されるよう、虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等を図るため、児童相談所の体制強化等の所要の措置が講じられました。

しかし、児童虐待による死亡事案は、後を絶たず、深刻な社会問題となっています。全国の児童相談所への児童虐待相談対応件数は、平成30(2018)年度には約16万件で過去最多を更新しました。

平成30年(2018年)7月に開催された児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議(以下、「関係閣僚会議」という。)で「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(以下、「緊急総合対策」という。)が決定され、国・自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策に必要な取組を行うこととされました。

平成30年(2018年)12月には、緊急総合対策に基づき、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(以下、「新プラン」という。)が関係府省庁連絡会議で策定され、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図るため、専門職の大幅な増員等を行うこととされました。

平成31年(2019年)2月には、「緊急総合対策の更なる徹底・強化について」が関係閣僚会議で決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認の実施、要保護児童等の情報の取扱い・関係機関の連携に関する新ルールの設定及び児童相談所等の抜本的な体制強化を図ることとされました。

平成31年(2019年)3月に関係閣僚会議で決定された「児童虐待防止対策の 抜本的強化について」に掲げられた、児童虐待防止対策を実施するために必要な 法改正として、令和元年(2019年)6月に「児童虐待防止対策の強化を図るため の児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立した。これにより、児童虐待防止 対策の強化を図るため、体罰の禁止の法定化等の児童の権利擁護、児童相談所の 体制強化、関係機関間の連携強化など、所要の措置を講ずることとされました。

(1) 本県の現状と課題

【現状】

- 県内には児童相談所が6カ所設置されています。
- 児童虐待相談の状況

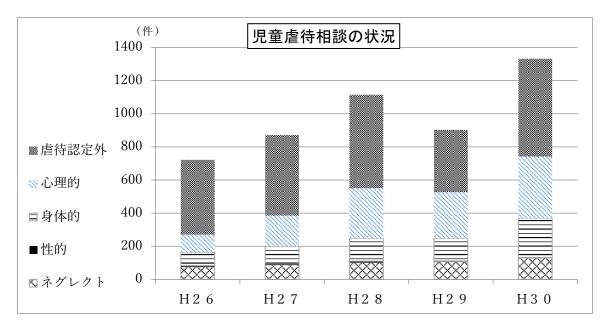
平成30 (2018) 年度に児童相談所が受けた児童虐待相談*¹³件数(虐待通告件数)は、1,332件あり、そのうち742件を児童虐待として認定しました。前年度と比べて216件増加し、過去最多となりました。心理的虐待が最も多く、全体の5割となっています。

*13 児童虐待相談

養護相談の一類型であり、「身体的虐待」「ネグレクト(養育放棄)」「性的虐待」「心理的虐待」の4種類に区分されます。

○ 虐待相談の経路

警察からの相談対応件数の割合が全体の4割を超えています。



(単位:件)

		H26	H27	H28	H29	H30
虐待認定外①		452	486	564	376	590
認知	定件数②	270	385	551	526	742
	心理的	108	185	303	278	371
	身体的	79	106	138	137	239
	性的	7	6	8	4	3
	ネグレクト	76	88	102	107	129
通告件数=①+②		722	871	1,115	902	1,332

児童虐待相談対応件数(認定件数)の経路別内訳

経路 H26		H27		H28		H29		Н30		
家族	24件	8.9%	38件	9. 9%	57件	10.3%	44件	8.4%	66件	8. 9%
近隣・知人	15件	5. 5%	25件	6. 5%	16件	2. 9%	9件	1. 7%	24件	3. 2%
警察等	99件	36. 7%	152件	39. 5%	234件	42.5%	231件	43.9%	300件	40.4%
学校等	55件	20.4%	79件	20. 5%	109件	19.8%	100件	19.0%	171件	23. 0%
その他	77件	28.5%	91件	23. 6%	135件	24. 5%	142件	27. 0%	181件	24. 4%
計	270件	100.0%	385件	100.0%	551件	100.0%	526件	100.0%	742件	100.0%

【課題】

- 児童虐待発生時の迅速・的確な対応をはじめ、里親委託の推進、市町の相談支援体制の強化を図るため、児童福祉司や児童心理司の増員が必要となっています。
- 児童虐待の背景には、DV、貧困などがある場合も多く、問題が複雑化していることなどから、幅広い知識を持って、多くの関係機関との連携が必要となるケースが増加しています。そのため、児童福祉司にも一層の専門性向

上が求められています。

(2) 取組内容

職員配置

- 新プランに基づき、児童福祉司を管轄区域の人口、児童虐待相談対応件数 等を総合的に勘案して計画的に増員します。
- 児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図るため、他の児童福祉司の指導及び教育を行うスーパーバイザー*¹⁴を適切に配置します。
 - *14 法律上の名称は、「指導教育担当児童福祉司」
- 中央児童相談所に市町支援児童福祉司、各児童相談所に里親養育支援児童 福祉司を配置します。
- 虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリング等の充実を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき指導を行う児童心理司について、児童福祉司(里親養育支援児童福祉司及び市町支援児童福祉司を除く。) 2人につき1人を配置します。

機能強化

- 保護者への指導を効果的に行うため、必要な一時保護等の介入を行う職員 と支援を行う職員を分けるなどの取組を進めます。
- 児童相談所が行う措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士に よる助言又は指導の下で適切かつ円滑に行える体制を整備します。
- 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を有する医師及 び保健師を配置します。
- 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、再発を防止する ため、医学的又は心理的知見に基づく指導を行います。

人材の育成・確保

- 児童相談所職員の資質向上を図るため、研修を充実します。
- 児童福祉司等の専門職の人材確保のため、採用活動を強化します。
- 児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、業務の質の向上に 努めます。

連携強化

- 児童相談所が6カ所設置されている強みを活かし、きめ細かい支援ができるよう、市町、福祉事務所、男女共同参画相談センター(配偶者暴力相談支援センター)、警察、学校、医療機関等と緊密に連携します。
- 特に市町とは、虐待事案等に、迅速、的確に連携して対応できるよう、幅 広く情報を共有します。

第3章 計画の推進

- 社会的養育の体制整備を総合的に推進するため、市町、里親、児童福祉施設 や関係団体との連携・協力を得ながら、計画の着実な推進を図ります。
- 毎年度、計画の進捗状況を確認するとともに、計画期間の10年間を通じて 達成すべき目標値については、5年ごとの2期(前期、後期)に区分した各期 末に適宜見直し、検討を行います。
- 計画の進捗状況の確認や各期末の見直し検討にあたっては、関係者の意見を 聞きながら目標値の達成に向けた取組を検討します。